

議会運営委員会

平成30年10月25日（木）

午前10時01分開 会

○三鬼（和）委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の議案は、平成30年第4回尾鷲市議会臨時会についてでございます。提出議案であるとか、会期、議事日程等案について御検討していただきたいと思っております。

最初に、市長より挨拶をもらいます。

○加藤市長 おはようございます。

議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、平成30年第4回臨時会のための議会運営委員会を開催していただきまして、本当にありがとうございます。

本臨時会上程いたします議案につきましては、議案第65号、損害賠償の額を定めることについて、また、補正予算案として、議案第66号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について及び議案第67号、平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決についての計3議案であります。

提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼（和）委員長 報告していただく前に、議長におかれましては、後刻出席ということで、そして、副市長におかれましては、公務出張ということで、本日欠席という報告を受けております。

それでは、総務課長、説明をお願いします。

○下村総務課長 それでは、平成30年第4回尾鷲市議会臨時会の提出議案について御説明いたします。

今回の提出議案につきましては、先月のたび重なる台風の接近により、本市施設等に被害が発生しましたので、その復旧等に係る議案を上程するものであります。

議案書の1ページをごらん願います。

議案第65号、損害賠償の額を定めることについてにつきましては、台風24号により避難所として、三木浦漁村センターを使用していた際、強風により同センターの玄関扉を破損したことによる賠償金の額を定めるもので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第66号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてにつきましては、たび重なる台風の接近等により、本市の責めにより損害を与えた法人に対する賠償金及び被災した学校施設等の安全対策を講ずるための補正予算を計上するものであります。

それでは、補正予算書（第5号）及び予算説明書をもって、予算内容について御説明いたします。

予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ608万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億3,427万3,000円とするものであります。

8ページ、9ページをごらん願います。

歳入ですが、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金608万6,000円の増額補正は、今回の補正財源として、財政調整基金から繰り入れるものであります。

10ページ、11ページの歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティセンター費4万3,000円の追加補正は、議案第65号で御説明しました三木浦漁村センターの玄関ガラス破損修繕に対する賠償金であります。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費19万2,000円の増額補正は、台風21号及び24号により屋根を破損した須賀利、九鬼、三木浦の教員住宅の修繕料であります。

2項小学校費、1目学校管理費188万4,000円の増額補正は、台風20号、21号及び24号により、外壁や屋根などを破損した九鬼、三木、三木里小の3校の修繕料であります。

3項中学校費、1目学校管理費87万6,000円の増額補正は、説明欄にありますように、役務費として、倒木の危険性がある輪内中学校の危険木伐採手数料が18万1,000円、台風20号、21号及び24号により、屋根、窓ガラスを破損した尾鷲中、北輪内中、2校の修繕料69万5,000円であります。

次のページをごらん願います。

4項幼稚園費、1目幼稚園費189万1,000円の増額補正は、台風20号及び24号により、屋根瓦がめくれる被害が出ました三木幼稚園の修繕料であります。

続きまして、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目現年発生農林水産業施設災害復旧費120万円の増額補正は、先月13日の大雨により崩落

した林道大根須賀利線、林道酒醒川線の延長30メートルの復旧工事請負費及び矢浜岡崎町地内、雨駄農業用水路及び隣接するのり面の復旧工事費であります。

以上で、議案第66号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第67号、平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決についてにつきましては、台風21号により被害を受けました病院施設等の修繕に係る費用を補正予算計上するものであります。

病院事業会計補正予算（第2号）及び予算説明書をもって、予算内容について御説明いたします。

予算書の1ページをごらん願います。

3条予算に定めた収益的収入及び支出の収入では、特別利益として、災害共済金収入184万6,000円を増額補正し、病院事業収益の総額を43億7,902万7,000円とするものであります。

支出では、医業外費用で、修繕費用等の増大により、消費税及び地方消費税が3万4,000円の減額となりますが、特別損失では、病院の屋根、宿舎テラス、駐輪場等の修繕料及び次年度に実施予定のボイラー用煙突解体工事のための設計委託料として746万3,000円を増額補正となることから、病院事業費用の総額を43億7,828万7,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の収入では、ボイラー排気筒設置工事に伴い、企業債を1,260万円増額補正し、資本的収入の総額を3億99万4,000円とするものであります。

次に、支出ですが、排気筒設置工事費1,267万9,000円を増額補正し、資本的支出の総額を4億3,062万8,000円とするものであります。

続きまして、2ページの企業債補正ですが、それぞれ今回の台風被害に係るもので、附帯設備整理事業、附帯設備整備事業として追加するもので、限度額、起債の方法等については、記載のとおりであります。

以上で、提出議案の説明とさせていただきます。

○三鬼（和）委員長　ただいま総務課長より提出議案の書式とか中身について説明していただきました。

審査は所管の委員会で行うということなので、今回提出された議案等について御質問がございましたらお願いいたします。

○奥田委員　2ページのところなんですけど、病院事業会計の。

企業債 280万と1,260万あるじゃないですか。1,260万は資本的収入に上がっていますよね。ただ、280万は上がっていませんけど、これはこれで正しいのかな、どうなんですか。

○三鬼（和）委員長　きのうも打ち合わせのときに出ておりましたが、詳細については総務課長より説明願います。

○下村総務課長　この280万円につきましては、1ページの第2条に、なお書きですね。条文中、なお書きとして、特別損失中、災害による損失746万3,000円の財源に充てるため、企業債280万円を借り入れると記載されておりますが、これは台風21号により、ボイラー用煙突が破損したため、特別損失に計上している解体のための設計費用289万8,000円に対する企業債であります。

この企業債は、資本的収支予算に計上する通常の資産形成のために借り入れる企業債でなく、資産形成ではない、解体のために借り入れる企業債であるため、収益的収支予算に計上することとなりますが、補助金等とは違い、平成30年度に収入しても、平成31年度以降に返済する必要があり、収益として計上することができないため、予算額には計上されていません。一時借入金と同じ資金手当てのために借り入れるものであり、収益化できないため、企業債280万円については、なお書きにて記載し、8ページ、9ページの貸借対照表においては、3の固定負債、企業債の口、その他企業債に計上しております。

以上であります。

○奥田委員　そうすると、今の説明では一時借入金のような形で、借りても年内には返すということなんですか。となると、入には上げんでもよいということなんですか。

○下村総務課長　先ほども言いましたように、収益として3条予算で上げられないということで、2条になお書きで記載させていただいたものであります。私もこういう形は初めてです。

○奥田委員　初めてのケースだと思うので、初めてのケースなんですけど、これで正しいということであるならば数字的に間違いはないということなので、いいんですね。

○下村総務課長　病院のほうでは、県でも確認させていただいたことでもあります。

○三鬼（和）委員長　昨日も説明を受けたときに、扱いについてこの件が出ましたので、我々も確認したところですが、ちなみにこの金額そのものは、特別損失の

中に入っていくというか、経費という形ではなく、特別損失で処理されていく形になっています。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長　それでは、会期及び議事日程(案)について、事務局より説明願います。

○岩本議会事務局長　それでは、事項書2番目の会期及び議事日程(案)について説明させていただきます。

会期は、10月31日水曜日の1日間の予定でございます。会議は午前10時開会とさせていただきます。

審議の内容でございますが、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託、これは先ほど執行部より説明がございました議案第65号、損害賠償の額を定めることについてから議案第67号平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第2号)の議決についてまでの計3議案についてでございます。

その後、本会議を暫時休憩し、第二・第三委員会室において、行政常任委員会を開催していただき、付託議案の審査を行っていただきます。

委員会終了後、本会議を再開していただきまして、審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、議案質疑発言通告書の提出期限につきましては、10月29日月曜日の午前11時までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、ただいま議案付託表(案)を通知させていただきましたので、御確認をいただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○三鬼(和)委員長　手続等につきましては、先ほど局長から説明があったとおりでございます。

質疑につきましては、この限りではございませんが、速やかに議会運営を行うということで、29日11時までに提出していただきたい。

それから、討論につきましても、常任委員会終了後、速やかに議会事務局のほうに届け出いただければということで、この限りじゃないにしても、そういった形で速やかな議会運営をお願いしたいと思っています。

それから、本会議出席者についてでございますが、市長、副市長、教育長の三役、それから総務課長、政策調整課長、財政課長のほうに、今回、支出等にかかわりがございます市民サービス課長、水産農林課長、教育総務課長、病院事務長、病院総務課長の計11人としたいと思っておりますので、それで御了解いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長　　じゃ、そのようにお願いいたします。

そのほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長　　以上で、本日の議会運営委員会におけます審査等につきましては、以上でございます。

それでは、閉会いたします。御苦労さんでございました。

(午前10時17分　閉会)